

扇子のゆくえ

早稲田大学法学学術院教授 上野 達弘*

その日、私はミュンヘン大学のいささか無機質な教室にいた。ここで毎週月曜に行われるドイツ・欧州著作権法と題する講義で、マティアス・ライストナー教授の爽やかな弁舌に耳を傾けていたのだ。

「それでは10分間休憩」。この言葉で教室が騒がしくなると、玄関を出たカフェでドッペルエスプレッソをご馳走し合うのが我々の常だったのだが、この日の私は一時帰国した日本からお土産の扇子をしのばせて気分は準備万端だった。なにしろ最近ヨーロッパの夏はしばしば熱波におそわれ、ドイツでは今年ついに観測史上最高の42.6度（2019年7月25日）を記録したのだが、クーラーなどというものは、住宅はおろか大学の研究室にも、そして教室にもない。

カフェ奥のカウンターでの立ち話が予想どおり猛暑に及んだのを見計らって、私は日本の百貨店で端正に包装された箱を取り出すと、これをすっとテーブルに据えた。「おお。」小さな声と共に包みが開かれ、姿を現したのは黒光りする濃紺の紳士用扇子だ。「この暑さなのでよいかと。」という私の言葉に対して、いやありがとう、とつぶやいた彼は、しかし即座にこう付け加えた。「ありがとう。これは娘にあげるよ。」

娘？ ちょっと予期せぬ返答だったが、彼は何かという愛娘エレナの話をする人だしな、まあいいか、と心の動揺をかき消すようにドッペルエスプレッソを飲み切って教室に急いだのだが、その日の講義の後半は何か考え事をしていたかも知れない。

そう、欧米では、扇子というのはいまさら女性の装飾品なのだ。いわれてみれば、ヨーロッパで扇子を使う男性はほとんど見たことがないし、プッチーニのオペラ『トスカ』でも扇子というの男性が浮気を疑われる小道具として登場するのではないか。

そんな扇子といえば、奈良時代の檜扇が平城宮跡から繰り返し出土しており、その起源は明らかでないようだが、一説によると、日本で発明された扇子が16世紀以降の南蛮貿易によってヨーロッパに伝わったという¹。だとするならば、扇子が日本からヨーロッパに伝来する過程で新たな意味づけがなされた、といえるのかも知れない。

さて日本である。外国からのアレンジ導入を得意とする日本人は、欧米の文化や制度を取り入れたようである。たとえばクリスマスなどというものは、日本ではすっかり恋人と過ごすロマンティックなイベントになっているが、それが家族と過ごす静謐な聖夜でしかない欧米から見れば奇異に映ることだろう²。

著作権制度も同じではないのか、というのが私の考えだ。日本の著作権法は、明治時代に水野錬太郎が半年以上ヨーロッパを歴訪して主にドイツとベルギーをモデルに起草した旧法がちょうど120年前に制定された後、さまざまなアレンジが加えられた結果、表面的にはヨーロッパ大陸法スタイルながら、実はかなり独特のものになっている。従業員が作成した著作物について著作者の地位も著作者人格権も会社に奪われてしまう職務著作制度や、自然人であるクリエイターや実演家に適正な利益分配を確保する法定報酬請求権や契約法がほぼ皆無であることなど、日本の著作権法はその根源的なところで——ヨーロッパでは憲法違反になりかねないほどに——クリエイターや実演家に対する視点が著しく欠けているのではないかと、私にはそう思えるのだ³。

「うーんエレナにはちょっと早かったみたいだわ」。翌朝、泊まりがけのワークショップでフラウエンキム島に向かう途中、彼から実に正直な報告を受けて、さてあの扇子は今ごろどうしているのだろうかと考えた。ヨーロッパの夏はもはや窓を開ければ快適というかつての楽園ではないんだから、男性だって扇子を使ってもいいんじゃないのか。そう口にしかかったのだが、それはともすると“誤解”を招きかねない行動のようで、うっかり無理に勧めたりしなくてよかった、といまは思う。

伝来の過程で意味が変容する。これは珍しいことではない。そして、それがたとえ特殊だとしても、いったん社会に定着したものをを変えるのは容易でなく、またそれが常に悪いわけでもなからう。しかし、こと日本の著作権制度については、日本の中でいつの間にか“常識”になってしまっているものに光を当て、本来あるべき姿を探求してみたい。あの扇子のゆくえに想いをめぐらせつつ、そんな夢を私は見たいのである。

1 『日本大百科全書3』（小学館、第2版、1994年）804頁以下〔石山彰〕も参照。

2 上野達弘「ジャパニーズ・クリスマス」法学週辺40号88頁（2012年）参照。

3 上野達弘「国際社会における日本の著作権法——クリエイター指向アプローチの可能性——」コピライト613号2頁（2012年）、同「クリエイター指向の著作権制度を求めて」日本写真家協会会報163号30頁（2016年）、同『クリエイター指向の著作権制度——欧州から見た日本法（仮）』（弘文堂、2020年出版予定）参照。

*うえの・たつひろ：1971年生まれ。1994年京都大学法学部卒業。1999年同大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。成城大学法学部専任講師および立教大学法学部教授を経て、2013年より現職。主著として『著作権法入門』『特許法入門』（共に有斐閣・共著）。2019年4月から2020年3月まで、ルートヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン（LMU）の客員研究員として在ドイツ。